

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【公開番号】特開2019-135016(P2019-135016A)

【公開日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【年通号数】公開・登録公報2019-033

【出願番号】特願2019-98768(P2019-98768)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月26日(2020.2.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者の操作に応じて遊技球を発射し、該発射された遊技球を外レールと該外レールの内側に設けられた内レールとの間を通って上方へ誘導し、前記内レールの上端から遊技領域内に遊技球が進入しうる遊技機において、

前記遊技領域が前面側に形成された遊技パネルと、

前記遊技パネルに設けられ、枠内への遊技球の進入を阻害する周壁部を有する枠状のセンター役物と、

前記センター役物の前記周壁部における特定部位から枠外左方向に向けて延出し、前記遊技パネルの前面に沿って設けられた左方側延出領域部と、

前記遊技パネルの前面に沿って設けられた前記左方側延出領域部の面部から前方に突出した突出部と、

前記左方側延出領域部の後側に設けられた特定の発光部と、

所定の演出を実行する演出実行手段と、を備え、

前記左方側延出領域部には、前記内レールの上端よりも上方で、且つ、前記センター役物の前記周壁部と前記外レールとの間に前記突出部が位置するように設けられており、当該突出部によって、前記内レールの上端から前記遊技領域内に進入した遊技球の流下態様に変化を与えることを可能にし、

前記演出実行手段は、前記左方側延出領域部の後側に設けられた前記特定の発光部を発光させる発光演出を実行可能であり、

さらに、前記センター役物の前記周壁部における所定部位から枠外右方向に向けて延出する右方側延出領域部が前記遊技パネルの前面に沿って設けられる  
ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

しかしながら、上記したような従来の遊技機は、遊技領域に斬新さが無く、遊技興趣の

低下を招くおそれがあった。

**【手続補正3】**

**【補正対象書類名】明細書**

**【補正対象項目名】0007**

**【補正方法】変更**

**【補正の内容】**

**【0007】**

上記した目的を達成するため、本発明は、

遊技者の操作に応じて遊技球を発射し、該発射された遊技球を外レールと該外レールの内側に設けられた内レールとの間を通って上方へ誘導し、前記内レールの上端から遊技領域内に遊技球が進入しうる遊技機において、

前記遊技領域が前面側に形成された遊技パネルと、

前記遊技パネルに設けられ、枠内への遊技球の進入を阻害する周壁部を有する枠状のセンター役物と、

前記センター役物の前記周壁部における特定部位から枠外左方向に向けて延出し、前記遊技パネルの前面に沿って設けられた左方側延出領域部と、

前記遊技パネルの前面に沿って設けられた前記左方側延出領域部の面部から前方に突出した突出部と、

前記左方側延出領域部の後側に設けられた特定の発光部と、

所定の演出を実行する演出実行手段と、を備え、

前記左方側延出領域部には、前記内レールの上端よりも上方で、且つ、前記センター役物の前記周壁部と前記外レールとの間に前記突出部が位置するように設けられており、当該突出部によって、前記内レールの上端から前記遊技領域内に進入した遊技球の流下態様に変化を与えることを可能にし、

前記演出実行手段は、前記左方側延出領域部の後側に設けられた前記特定の発光部を発光させる発光演出を実行可能であり、

さらに、前記センター役物の前記周壁部における所定部位から枠外右方向に向けて延出する右方側延出領域部が前記遊技パネルの前面に沿って設けられる

ことを特徴とする遊技機である。